

令和7年度八戸市連合町内会活動活性化交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の振興及び発展を図るための取組を行う連合町内会を経済的に支援し、地域の活性化を図ることを目的として、令和7年度の予算の範囲内で八戸市連合町内会活動活性化交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、地域コミュニティ活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。
- (2) 連合町内会 町内会等の連合団体であって、地域の振興及び発展を図ることを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。
- (3) 町内会加入促進活動 連合町内会が自主的に行う公益性のある活動のうち、未加入者への加入勧奨を目的とした活動をいう。
- (4) デジタル化推進活動 連合町内会が自主的に行う公益性のある活動のうち、地域コミュニティ活動のデジタル化を目的とした活動をいう。
- (5) 地域オリジナル活動 連合町内会が自主的に行う公益性のある活動のうち、第3号、第4号に定める活動以外の取組、その他市長が認める活動をいう。

(交付対象活動)

第3条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、連合町内会が実施する前条第3号から第5号に掲げる活動であって、別表のとおりとする。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、交付対象活動としない。

- (1) 市の他の補助金の交付や現物の支給の対象となる活動。ただし、別活動とみなしうる場合は、この限りではない
- (2) 営利を目的とする活動
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 飲食を目的とする活動
- (7) 資機材や物品の購入だけで目的を達成できる活動
- (8) 前号のほか市長が適当でないと認める活動

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の交付金交付申請書は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) 令和7年度の事業計画及び令和6年度の実施事業等を確認できる連合町内会の総会資料等（当該総会資料を作成している場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 新たに設立された連合町内会の交付金の申請に当たっては、当該連合町内会の代表者は、連合町内会設立届書（別記第4号様式）に規約を添えて、市長に提出しなければならない。

4 交付申請の受付期間は、令和7年5月19日から令和7年12月26日までとする。ただし、令和7年12月27日から翌年3月31日までの間に新たに設立された連合町内会が交付申請を行う場合その他市長が必要であると認めるときは、この限りでない。

5 交付申請の受理は毎月15日及び月末（15日、月末が閉庁日にあたる場合は直前の閉庁日）を締日として行う。また、各締日までの申請受付期間において複数の交付申請を受け付け、かつ当該申請の総額が、当該年度の予算残額を超える場合には抽選により交付申請を受理する申請団体を決定する。

(交付決定)

第6条 規則第5条の規定による通知は、交付金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 交付金の交付は、別表に掲げる活動項目の区分に応じ、それぞれ一連合町内会当たり1回を限度とする。

3 交付金の交付を受けた対象団体は、事業の実施に当たり、本制度の活用事業である旨の周知に努めなければならない。

(交付時期)

第7条 交付金は、交付を決定した後において当該連合町内会からの請求に基づき、前金払で交付する。

(変更事項等の届出)

第8条 連合町内会の名称、代表者若しくは区域に変更があったとき又は連合町内会を解散したときは、当該連合町内会の代表者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(取下期日)

第9条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、交付金交付決定通知書を受理した日から起算して10日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、事業終

了後速やかに提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付金の交付の決定を受けた連合町内会が解散したときは、解散の日から20日以内に実績報告書を提出しなければならない。
- 3 規則第12条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書（別記第7号様式）
 - (2) 収支決算書（別記第8号様式）
 - (3) 令和7年度の事業実績等を確認できる連合町内会の総会資料等（当該総会資料を作成している場合に限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

（調査）

第11条 市長は、交付金の交付を受けた連合町内会が行う活動の実施に疑義が生じた時は、必要に応じ調査することができる。

（交付決定の取消し）

- 第12条 市長は、前条の規定に基づく調査の結果、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による取消通知は、交付金交付決定取消通知書兼返還請求書（別記第9号様式）により行うものとする。

（返還）

- 第13条 市長は、交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 2 本条の規定による返還請求は、交付金交付決定取消通知書兼返還請求書（別記第9号様式）により行うものとする。

（書類の整備及び保管）

- 第14条 この要領による交付金の交付を受けた連合町内会は、当該交付金の交付を受け実施した、地域の振興及び発展を図ることを目的とした活動に関する領収書等の関係書類を備え、これを整理しておかななければならない。
- 2 前項の関係書類は、当該交付金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月9日から実施する。

別表（第3条、第4条関係）

活動項目	活動例	交付額 (予算額を上回らない金額を選択)
町内会加入促進活動	訪問勧誘、加入窓口開設、勧誘 チラシ・ポスター作成等	10,000 円
		30,000 円
		50,000 円
デジタル化推進活動	ホームページ開設・運営、地域 住民向け勉強会開催等	30,000 円
		50,000 円
		70,000 円
		100,000 円
地域オリジナル活動	広報誌作成・配布、夏祭り開催、 地域の底力事業の継続・拡充 等、他の活動項目以外の取組	10,000 円
		30,000 円
		50,000 円
		70,000 円
		100,000 円

地域オリジナル活動については、複数事業を組み合わせでの申請を可能とする。